

## プレス公表文

### 川内村における特定避難勧奨地点の解除について

平成24年12月14日  
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」(原子力災害対策本部)に基づき、下記の地区の住居については、平成23年8月3日に「特定避難勧奨地点」に設定しました。

今般、モニタリングを行った結果、当該地点の解除後1年間の積算線量が20mSv以下となることが確実であることを確認できたため、平成24年3月30日の原子力災害対策本部決定に基づき、「特定避難勧奨地点」の設定を解除いたします。

#### 記

川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部	1地点（1世帯）
合計	1地点（1世帯）
	以上

## 環境放射線モニタリング詳細調査（川内村）計画

平成24年10月29日  
原子力災害現地対策本部（住民支援班、放射線班）  
福島県災害対策本部（原子力班）

### 1 目的

「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを越えると推定される特定の地点への対応について（平成23年6月16日付 原子力災害対策本部）」に基づき、環境モニタリング詳細調査を実施する。

### 2 詳細調査の対象

次の川内村の特定避難勧奨地点の宅地等（庭・玄関先）を調査対象とする。

地区名	調査地点数
川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部	1

### 3 調査日程

平成24年11月1日（木）

※ 雨天順延

### 4 調査の実施体制

電気事業連合会により構成される測定班を編成し、空間線量率を測定する。

### 5 調査方法

調査協力が得られる宅地等（庭・玄関先）において、地表面から高さ50cm及び1mの空間線量率を測定する。

## 環境放射線モニタリング詳細調査（川内村）実施要領

平成24年10月29日

原子力災害現地対策本部（住民支援班、放射線班）

福島県災害対策本部（原子力班）

環境放射線モニタリング詳細調査（川内村）計画（平成24年10月29日原子力災害現地対策本部・福島県災害対策本部）に基づき、宅地等における環境放射線モニタリングの詳細及び記録様式等を定める。

### 1 調査対象

特定避難勧奨地点と設定されている川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部地区の以下の地点。

- ・別紙「川内村環境放射線モニタリング調査地点名簿」で定める住宅の庭先及び玄関先（調査協力を得られる場合に限る。）

### 2 調査方法

資料1「測定機器の使用方法」、資料2「宅地等での測定方法」に基づき調査を行う。

### 3 調査結果報告方法

測定結果は、「環境放射線モニタリング調査（報告様式）宅地等調査用」に各班の調査結果を電気事業連合会事務局がとりまとめ、調査終了日の3日後の午前中までに電子メール（[\[REDACTED\]](#)）で報告すること。

また、「空間線量率記録表（道路調査用）」の写し及び「空間線量率記録表（宅地等調査用）」の写しについても、調査終了日の3日後の午前中までに原子力災害現地対策本部に提出すること。

### 4 資機材（1班あたり）

N a I サーベイメータ	1台
カメラ	1台
G P S	1台
採取記録表	1式

### 5 その他

- ・雨天の場合は調査を延期する。
- ・宅地等調査において、原則として居住者の了解を得たうえで測定を行い、居住者に測定結果（暫定値）を報告する。

## 資料1 測定機器の使用方法

測定には原則として、NaIシンチレーション式サーベイメータを使用する。

### <NaIシンチレーション式サーベイメータ>

アロカ(株)製TCS-171型の例を示す。TCS-172型も操作は基本的に同様。

- 1 検出器(銀色のプローブ)のケーブルが測定部(本体)と確実に接続されていることを確認する。もし、はずれていればコネクタを右に止まるまで回す。
- 2 検出器着脱ボタンを押しながら検出器を前方に引き出し、検出器をビニール袋で覆い、汚染を防止する。
- 3 電源スイッチ(○+)を約2秒間長押しし、サーベイメータの電源を入れる。
- 4 通常の表示は、以下のとおり。

型式表示 □ALOKA□TCS-171

日時表示 □11/04/05□10:10 ← 2011年4月5日午前10時10分の例

電池残量表示 □□□□□BATT. =■■■■

(注)■■■■が■□□□と□□□□が交互点滅した時は電池(単二アルカリ電池4本)を取り替える。

高圧電源表示 □□□□□HV□=□OK□

(注)OKがERRORと表示された時は高圧電源回路が異常なので測定はできない。

測定状態 □10□□□0.5μSv/h ← 現在の測定値を示す。

↑

測定中の時定数を示す。

- 5 測定単位切替スイッチ(Sv/h、Gy/h)(TCS-172は(Sv/h、s<sup>-1</sup>)を押し、μSv/h(マイクロシーベルト/時)に設定する。(パネル上部の「μSv/h」が点灯する。)
- 6 測定レンジ切替スイッチ(▲、▼)を押し、測定レンジを1μSv/hに設定する。(パネル上部の「1」が点灯する。)※ 必要に応じて切り替えること。
- 7 時定数切替スイッチ(TIME CONST)を押し、時定数を10秒に設定する。(パネル液晶左部に「10」と表示される。)

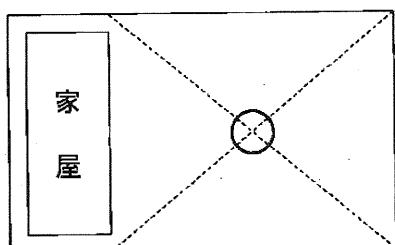
※ 1~7については、基本的に事前に本部で準備・設定しておくので、その様になっているかを調査開始前に確認する。

なっていない場合は、調整を行う。

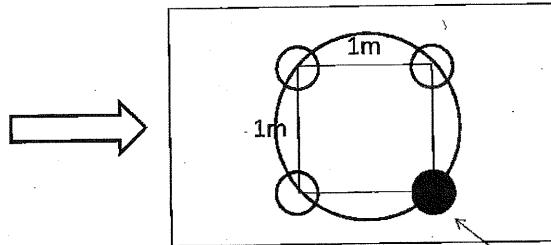
なお、各日の調査が終了するまで、電源は入れておく。予備の電池を必ず携帯する。

## 資料2 宅地等での測定方法

- 1 別紙1 空間線量率記録票（宅地調査用）に、調査日、班名、記録者名、地点番号、測定器型式、機器管理番号、調査地点居住者名・住所、調査地点座標（GPS測定による玄関先の緯度経度）、天候（晴れ、曇り、小雨のいずれかを○で囲む。）、風（強風、中風、弱風、無風のいずれかを○で囲む。個人の感覚で構いません。）、調査地点の状況（舗装のあり・なし（なしの場合は土・砂、砂利、草地、芝生か）、乾燥・湿潤のそれぞれいずれかを○で囲む。）を記録する。
- 2 庭先（玄関先）において、検出器を地上高約1mで水平に保ち、約2分おいて安定させる。
- 3 地点を選ぶ際は、くぼみ、建造物の近く、樹木の下や近く、建造物の雨だれの跡・側溝・水たまり、石塀近くは、なるべく避ける。  
選んだ地点の地表面高さ約10cmで周囲約1m四方の4か所を約30秒程度で測定し、測定値の平均的な地点を測定地点とする。  
検出器は家屋の外に向け、壁などの無い開けている方向に向けて測定を行う。  
なお、データの継続性を重視し、過去に測定を実施した地点と同じ地点で測定を実施すること。



庭の概ね中心を確定



測定地点を確定  
(平均的地点)

周囲約1m四方を測定

- 4 検出器を地上高1mで水平に保ち、測定値が安定したことを確認（約30秒）した後、空間線量率記録表に測定開始時刻を記載した上で、測定を開始する。
- 5 10秒ごとに液晶表示部の測定値（デジタル値）を5回読み取り、その都度、空間線量率記録表に小数点以下第2位まで記録し、測定終了時刻と5回の読み取りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で取りまとめる。平均値が1未満の場合は、有効桁数2桁にするため、3桁目を四捨五入する。例： $0.565 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の場合は、 $0.57 \mu\text{Sv}/\text{h}$ と記録する。）を記載する。
- 6 後日、調査地点の位置を特定できるよう、測定地点の略図を作成するとともに、測定状況の写真を撮影・記録する。
- 7 同じ位置において、地上高50cmで4～5を実施する。
- 8 玄関先において、同様に3～7を実施する。
- 9 測定した結果を別紙2「測定結果（暫定値）のお知らせ」に記載し、居住者が在宅の場合は居住者に暫定値であることを伝えた上で渡し、不在の場合は別紙「測定結果

(暫定値) のお知らせ」を郵便受け等に投函する。

- 10 調査地点毎に1～9を繰り返す。
- 11 各日の全ての調査終了後に、電源スイッチ（○|）を約2秒間長押しし、サーベイメータの電源を切る。（途中で電源が切れた場合には、予備の電池と交換する。）

## 別紙1

## 空間線量率記録票（宅地調査用）

平成24年 月 日 ( ) 班 記録者名 ( )

地点番号 ( ) 測定器形式 : TCS- 機器管理番号 :

居住者名	氏宅							
住所	川内村							
調査地点座標 (玄関先)	北緯 ° ' " 東經 ° ' "							
天候	晴れ	曇り	小雨	風	強風	中風	弱風	無風
雪								
玄関の様子	舗装 舗装なし ( 土・砂 砂利 草地 芝生 その他 ( ) )							乾燥 湿潤 積雪 (約 cm)
庭先の様子	舗装 舗装なし ( 土・砂 砂利 草地 芝生 その他 ( ) )							乾燥 湿潤 積雪 (約 cm)
測定結果 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )					<測定場所略図>			
	玄関先		庭先					
高さ	<1m>	<50cm>	<1m>	<50cm>				
時刻	開始 : 終了 :	開始 : 終了 :	開始 : 終了 :	開始 : 終了 :				
1回								
2回								
3回								
4回								
5回								
平均								

※ 平均値は小数点以下第1位まで記入すること。

※ 平均値が  $1\mu\text{Sv}/\text{h}$  未満の場合は有効数字2桁で記入すること。

※ 玄関先、庭先の測定地点が分かるように写真を撮影すること。

&lt;備考&gt;

別紙2

番号：\_\_\_\_\_

## 測定結果（暫定値）のお知らせ

様

10月\_\_\_\_日\_\_\_\_時頃、原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部の依頼により、あなたの住居地の空間線量率を測定した結果は次のとおりでしたのでお知らせします。

( $\mu$  Sv/時間)

玄関先での測定結果（5回平均値）		庭先での測定結果（5回平均値）	
測定高さ 1 m	測定高さ 50 cm	測定高さ 1 m	測定高さ 50 cm

※ 測定結果は、後日、個人情報を保護したうえで公表いたします。

測定者：電気事業連合会

原子力災害現地対策本部  
福島県災害対策本部

(ご連絡先：原子力災害現地対策本部 024-521-7839)

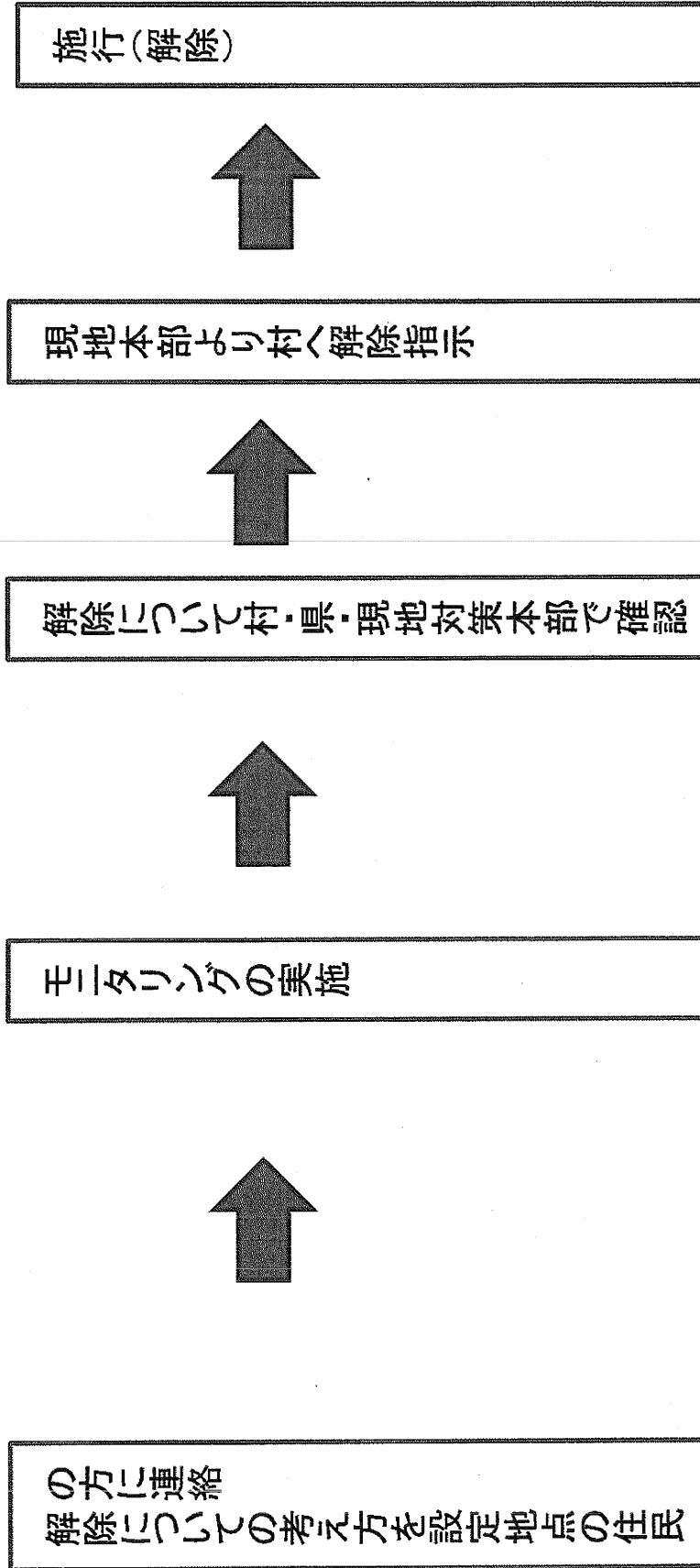
### 環境放射線モニタリング調査結果(宅地等調査)

平成24年 月 日

環境放射線モニタリング調査(川内村)

No.	地区名	調査地点住所	世帯主氏名
1	[REDACTED]	大字下川内字 [REDACTED]	[REDACTED]

## 特定避難勧奨地点解除に向けた手順(案)



※ 住民の方への丁寧な対応が重要である一方、匿名性が高いこと、1世帯のみであること等も踏まえ、連絡の具体的な進め方については、しっかりと村と調整させていただきたい。

※ モニタリング結果を踏まえ  
必要に応じ追加モニタリング  
を設定地点で実施すること  
も要検討。

※ 解除後の賠償及び各種支援措置の取扱いにつ  
いても併せて連絡するかも要調整。

川内村個別モニタリングの結果についてご報告させて頂きます。

1. 日 時：平成24年11月1日（木）13時35分～14時30分
2. 場 所：川内村大字下川内字 [REDACTED] 世帯主 [REDACTED] 様
3. 測定者：東京電力／支援総括部／支援・調整G 日高・赤塚・元宿
4. 立会者：川内村 復興対策課 横田様・山本様
5. 補足：

個別モニタリングの規定ポイントに加えた地点の測定を役場の方から依頼を受けた。

本日測定を行った地域は特定避難勧奨地点であり、毎時 $3.2 \mu \text{Sv/h}$ の地域である。

除染が行われており、除染後の経過観察のために全29地点の測定依頼を受け、実施した。

別紙1

地点番号	1
------	---

## 空間線量記録(在宅調査用)

平成24年11月1日

班

記録者名

日高、赤塚、元宿

測定器型式; TCS-

機器管理番号; DNA-

居住者名				在宅状況	在宅	<input checked="" type="radio"/> 不在
住 所	川内村大字下川内字					
調査地点座標 (玄関先)	北緯					
	東経					
天候	<input checked="" type="radio"/> 晴	曇	雨 雪	積雪	cm	風 強風 中風 弱風 <input checked="" type="radio"/> 無風
玄関の様子						<input checked="" type="radio"/> 乾燥 • 湿潤
庭先の様子						<input checked="" type="radio"/> 乾燥 • 湿潤

測定結果( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )

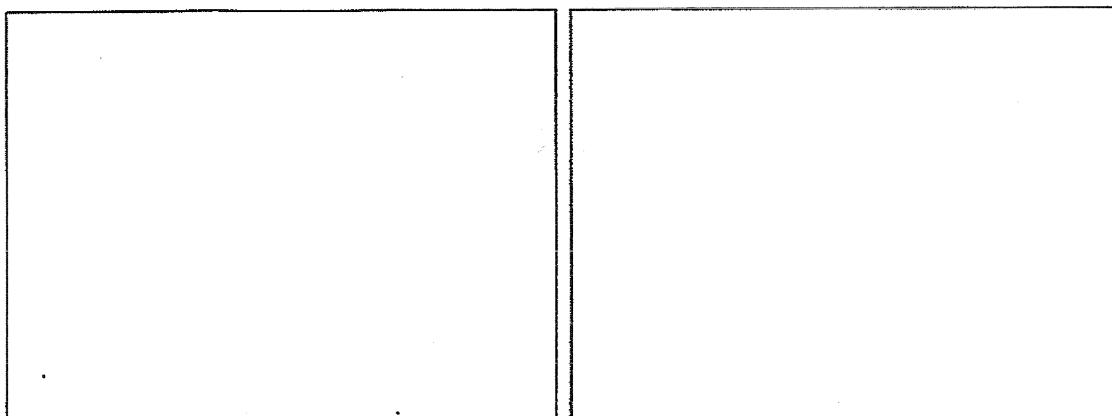
	玄関先		庭先	
高さ	$\langle 1\text{m} \rangle$	$\langle 50\text{cm} \rangle$	$\langle 1\text{m} \rangle$	$\langle 50\text{cm} \rangle$
時刻	開始 終了	開始 終了	開始 終了	開始 終了
1回	1.41	1.34	1.51	1.41
2回	1.39	1.33	1.54	1.38
3回	1.41	1.36	1.52	1.40
4回	1.42	1.32	1.51	1.44
5回	1.43	1.31	1.51	1.40
平均	1.41	1.33	1.52	1.41

\* 平均値は少数点以下第1位まで記入すること。

\* 平均値が $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 未満の場合は有効数字2桁で記入すること。

\* 玄関先、庭先の測定地点が分かるように写真を撮影すること。

〈備考〉除染作業後の経過確認のため敷地周辺29箇所の測定を実施



測定日 平成24年11月1日 天候(晴)

線量測定値 [ $\mu$ Sv/h]		地表面から100cm			測定値
番号	測定値	番号	測定値	番号	
1	1.18	11	2.12	21	2.30
2	1.97	12	4.86	22	1.96
3	2.56	13	1.58	23	1.89
4	3.09	14	1.74	24	5.48
5	1.42	15	1.73	25	3.10
6	1.41	16	1.76	26	1.82
7	2.70	17	2.32	27	2.05
8	4.12	18	4.17	28	2.67
9	1.70	19	2.70	29	2.04
10	1.62	20	3.03		

環境放射線モニタリング詳細調査結果について  
(川内村)

平成24年12月14日  
原子力災害現地対策本部(住民支援班、放射線班)  
福島県災害対策本部(原子力班)

1. 調査実施年月日

平成24年11月1日(木)

2 詳細調査の対象(次の特定避難勧奨地点宅地等(庭・玄関先))

地区名	調査 地点数	測定結果(μSv/時)	
		1m高さ	50cm高さ
川内村大字下川内字 三ツ石・勝追の一部	1	1. 4~1. 5.	1. 3~1. 4

3. 結果概要

特定避難勧奨地点に設定されている地点についてモニタリング調査を実施した結果、特定避難勧奨地点の設定要件を満たさなかった。

(問い合わせ先 原子力災害現地対策本部 住民支援班 電話 024-521-7835)

環境放射線モニタリング調査結果（宅地調査等）

平成 24 年 12 月 14 日

No	地区名	調査地点住所	調査月日	測定値 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )				備考	
				庭先		玄関先			
				1m 高さ	50cm 高さ	1m 高さ	50cm 高さ		
1	川内村	大字下川内字三 ツ石・勝追(1)	11月1日	1.5	1.4	1.4	1.3		

## 川内村における特定避難勧奨地点の解除について

平成24年12月14日  
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」(原子力災害対策本部)に基づき、下記の地区の住居については、平成23年8月3日に「特定避難勧奨地点」に設定しました。

今般、モニタリングを行った結果、当該地点の解除後1年間の積算線量が20mSv以下となることが確実であることを確認できたため、平成24年3月30日の原子力災害対策本部決定に基づき、「特定避難勧奨地点」を解除いたします。

### 記

川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部	1地点（1世帯）
合計	1地点（1世帯）
以上	

通 知

福島県知事 殿  
川内村長 殿

平成 24 年 12 月 14 日  
原子力災害現地対策本部長

平成 23 年 8 月 3 日付け通知（別添 1）に基づき設定された特定避難勧奨地点について、平成 24 年 3 月 30 日原子力災害対策本部決定（別添 2）に基づき解除することを、通知します。

(別添 1)

通 知

福島県知事 殿  
川内村村長 殿

平成 23 年 8 月 3 日  
原子力災害現地対策本部長

平成 23 年 6 月 16 日付けで原子力災害対策本部から発出された文書（別添）に基づき、別記のとおり、特定避難勧奨地点を設定したので、通知します。

別記

川内村における特定避難勧奨地点

地区名 住所

世帯主名

大字下川内字

(別添)

## 事故発生後 1 年間の積算線量が 20 mSv を超えると推定 される特定の地点への対応について

平成 23 年 6 月 16 日  
原子力災害対策本部

### 1. 年間 20 mSv 超線量地点に対する政府としての対応

- ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後 1 年間の積算線量が 20 mSv を超えると推定される空間線量率が続いている地点が複数存在している。
- ・ 当該地点については、そこを離れればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて年間 20 mSv を超える懸念は少ない。年間 20 mSv が ICRP 等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制すべき状況にはない。
- ・ 他方で、こうした状況に不安に感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態によっては、年間 20 mSv を超える可能性も否定できないことから、政府として対応を行うことも重要。このため、当該地点を「特定避難勧奨地点」とし、そこに居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する必要がある。

### 2. 仕組み

- ・ 当該地点は一律に避難を求めるほどの危険性はなく、今般の対応は住民に対する注意の喚起と支援表明である。他方で、地点近辺の住民の安全・安心の確保に万全を期す観点から、政府として対応を行う地点を特定し、この地点に対してしっかりと対策を講じていくことを対外的にも明確にしていく。

#### <具体的な仕組み>

- (1) 文部科学省は、当該地点近傍のより詳細なモニタリングを行い、その結果年間 20 mSv を超えると推定される空間線量率が測定されれば、現地本部

を通じ、速やかに福島県知事及び関係市町村長に連絡。

- (2) 現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない年間20mSvを超える地点を「特定避難勧奨地点」として住居単位で特定。現地対策本部長が、当該市町村に、文書で通知。
- (3) 市町村は、「特定避難勧奨地点」に該当する住居に対して、例えば、モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。  
特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促していただけるよう、自治体と相談していく。
- (4) モニタリングを定期的に実施し、その結果に基づき、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、解除は柔軟に行うこととする。

(注) 今回は、例えば、対象地点に、50世帯あり、このうち20世帯が生活形態や家族形態を考え、避難を希望するという事態に対応。残る30世帯は、避難を求められるものではない。

(別添2)

警戒区域、避難指示区域等の見直しについて（抄）

平成24年3月30日  
原子力災害対策本部

1. (略)
2. (略)
3. なお、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして設定された特定避難勧奨地点については、解除後1年間の積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された場合には、解除することとする。